

医療法人 誓生会
精神療養病棟入院者 退院支援委員会 規程

平成 26 年 4 月 1 日
誓生会公示第 3 号

(目的)

第 1 条 精神療養病棟入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）において、退院支援相談員（以下「相談員」という。）は、精神療養病棟入院者（以下「入院者」という。）の退院に向けた支援を推進するための審議を行う。

(対象者)

第 2 条 委員会の審議の対象者は、精神療養病棟の入院者とする。

- 2 入院から 1 年以上の入院者を、委員会で審議の対象としない場合は、具体的な理由（精神症状が重症かつ慢性的な症状を呈し、入院の継続が必要な病状である等）を診療録及び定期病状報告（医療保護入院者）に記載する。
- 3 既に推定される入院期間経過時点から、概ね 1 ヶ月以内の退院が決まっている場合（入院形態を変更し、継続して任意入院する場合を除く。）については、委員会での審議は実施しない。

(開催時期)

第 3 条 推定される入院期間を経過する時期（前後概ね 2 週間以内）に、委員会での審議を行う。

(出席者)

第 4 条 委員会の出席者は、以下のとおりとする。

- ① 当該入院者の主治医
- ② 当該入院者を担当する看護職員
- ③ 当該入院者について、選任された退院支援相談員
- ④ 病院管理者が必要と認めた職員
- ⑤ 当該入院者本人（必要に応じて出席）
- ⑥ 当該入院者の家族等（必要に応じて出席）
- ⑦ 地域援助事業者、その他の当該入院者の退院後の生活環境に関わる者
（出席については当該入院者本人の同意がある場合）

(開催方法)

第5条 委員会は、当該開催日から前後2週間に推定される入院期間を経過する入院者を対象とし、出席者を審議対象者ごとに入れ替えて開催する。

2 第4条⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、以下の内容を通知する。

- ・ 委員会の開催日時及び開催場所。
- ・ 入院者本人から出席要請の希望があったこと。
- ・ 出席が可能であれば、委員会に出席されたいこと。
- ・ 文書による意見提出も可能であること。

(審議の内容)

第6条 委員会においては、以下の事項を審議する。

- ① 入院者の入院継続の必要性の有無とその理由。
- ② 入院継続が必要な場合、委員会開催時点からの推定される入院期間。
- ③ 推定される入院期間における退院に向けた取組。

(審議の結果)

第7条 審議の結果は、『退院支援委員会審議記録』に記録するとともに、診療録には委員会の開催日の日付を記録する。

2 主治医は、委員会の審議の状況を確認し、『退院支援委員会審議記録』に署名する。また、審議状況に不十分な場合には、適切な指導を行う。

3 審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続きを行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。